

マルナカ三本松店 (No.1202)

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 5 項の規定による廃止の届出があったので、同条第 6 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 4 年 9 月 27 日 香川県知事 池田 豊人

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名 称 マックスバリュ西日本株式会社 住 所 広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号
大規模小売店舗の名称及び所在地	名 称 マルナカ三本松店 所在地 東かがわ市大内町三本松 1712 番地 1 外
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	【廃止前】 1,608 m ² 【廃止後】 0 m ²
大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1,000 平方メートル以下となる日	令和 4 年 8 月 21 日

2 届出年月日 令和 4 年 9 月 20 日